

○ 栃木県警察刑事公判対応委員会設置運営要綱の制定について（例規通達）

平成元年3月8日

栃捜一第4号

（概要）

本要綱は、公判の推移を的確に把握し、早期に必要な措置を講ずる等組織的な公判対応体制の確立を図るため、刑事公判対応委員会の設置運営に関する事項について定めたものである。